

火災のない暮らしへの 第1歩

～住宅火災を起こさないために～

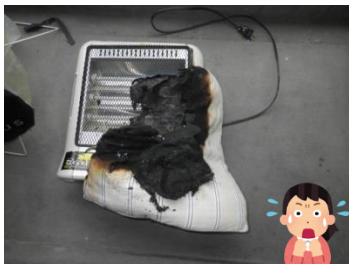
毎年、住宅火災により尊い命が失われており、その約半数が65歳以上の高齢者となっています。火災の原因や対策を知って、大切な命や財産を守りましょう。



1 ストープによる火災

■ ストープ火災とは

- ストープにものが触れて火災になるのが特徴です。



ポイント

- ☑ 燃えやすいものを近くに置かない
衣服、寝具等は燃えにくい防災品を使用する
- ☑ 寝るときはストープの火を消す
- ☑ ストープで洗濯物を乾かさない
- ☑ 給油はストープの火を消してから行う



2 たばこによる火災

■ たばこ火災とは

- くすぶった状態が続いた後に、火災になるのが特徴です。



ポイント

- ☑ たばこは水に浸してから捨てる
- ☑ 灰皿にたばこの吸殻をためない
- ☑ 寝たばこは絶対にしない



3 電気配線等による火災

■ 電気配線、コンセント火災とは

- 電気によりスパークが起きた場合や、熱が発生した場合などに火災になるのが特徴です。



ポイント

- ☑ 定期的にコンセントやプラグを掃除する
- ☑ 電気コードの上にものを置かない
- ☑ 電気コードを引っ張らない
- ☑ たこ足配線をしない



4 こんろによる火災

■ こんろ火災とは

- 食用油が約350度になると自然発火（火をつけなくても燃え出す現象）して火災になるのが特徴です。



ポイント

- ☑ そばを離れるときは必ず火を消す
- ☑ 燃えやすいものを近くに置かない
- ☑ 適切な使用方法を確認する
- ☑ 衣服は燃えにくい防災品を使用する



〈お問い合わせ先〉

広島市消防局予防部予防課 TEL:082-546-3476 FAX:082-249-1160 E-mail:fs-yobo@city.hiroshima.lg.jp

中消防署予防課 TEL:082-546-3511 東消防署予防課 TEL:082-263-8401 南消防署予防課 TEL:082-261-5181
西消防署予防課 TEL:082-232-0381 安佐南消防署予防課 TEL:082-877-4101 安佐北消防署予防課 TEL:082-814-4795
安芸消防署予防課 TEL:082-822-4349 佐伯消防署予防課 TEL:082-921-2235

広島市消防局



再確認しましょう！ 住宅用火災警報器

～住宅用火災警報器で助かる命があります～



母

我が家は、寝室と階段に設置したから心配ないわ。

お母さん、設置義務がある場所以外でも、火災が起こることもあるんだよ！
日頃から使う居室や台所などにも、警報器を設置したほうが心配ないよ。



息子

住宅用火災警報器は、寝室や階段に設置の義務がありますが、寝室以外の居室や台所でも火災が多く発生しています。

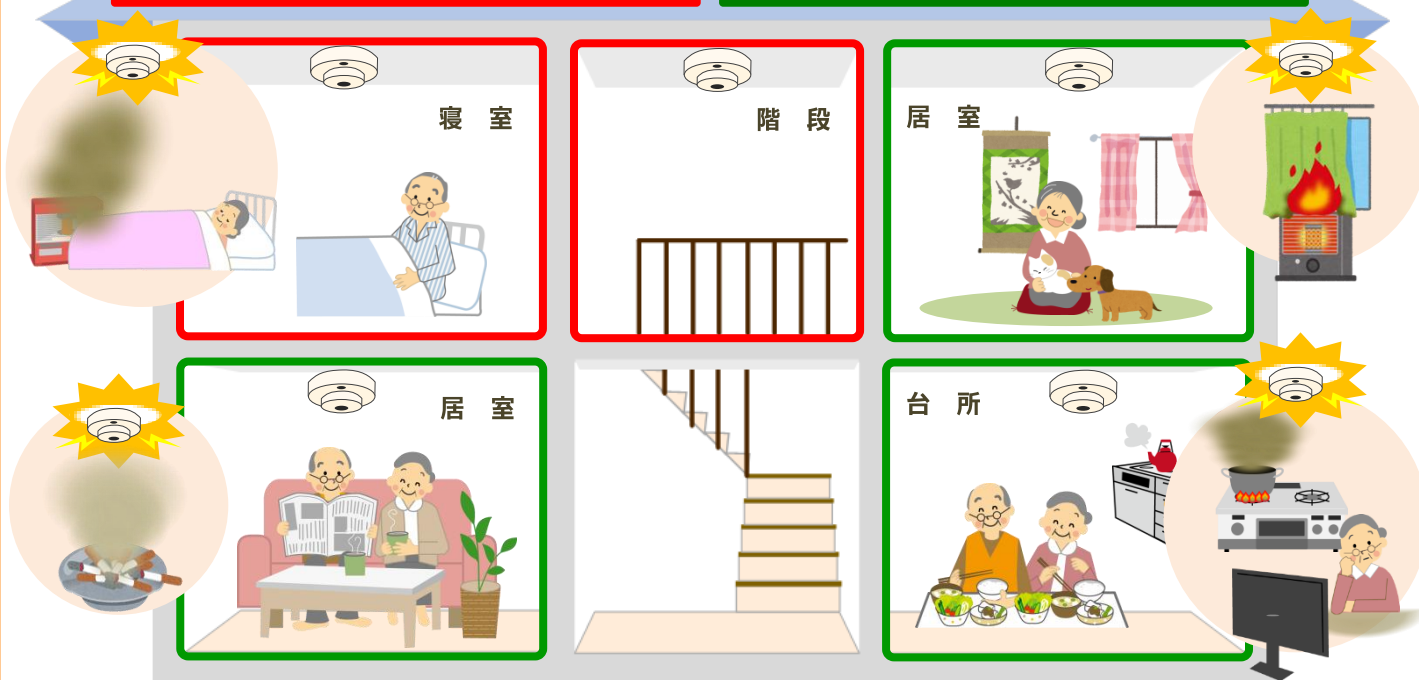
このことから、**居室や台所などにも警報器の設置をおすすめします**。また、警報器は古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。

定期的に点検を行い、10年を目安に交換しましょう。



設置が義務付けられている場所（寝室・階段）

設置をおすすめする場所（居室・台所）



〈広島市火災予防条例で設置義務がある場所〉

- ・寝室は全て
 - ・寝室が2階にあれば2階の階段にも
 - ・寝室が1階（避難階）だけで3階に居室があれば、3階の階段にも
 - ・居室（7平方メートル以上）が5室以上ある階（寝室がない階）の廊下にも
- ※上記の場所に自動火災報知設備やスプリンクラー設備等が有効に設置されている場合は不要です。また、共同住宅などの共用部分は除かれます。

連動型住宅用火災警報器をおすすめします！

住宅用火災警報器には**連動型**といって、1か所で火災を感知すると、**すべての警報器が鳴る**ものがあります。

例えば、人がいない部屋や耳が不自由な方の部屋で発生した火災でも、他の部屋の人が気づき、早期の火災発見につながります。

